

平成 27 年の地方からの提案等に関する対応方針（抜粋）

平成 27 年 12 月 22 日
閣 議 決 定

4 国から地方公共団体への事務・権限の移譲等

【厚生労働省】

(1) 職業安定法（昭 22 法 141）、雇用対策法（昭 41 法 132）及び雇用保険法（昭 49 法 116）

公共職業安定所（ハローワーク）が行う無料職業紹介事業及び雇用保険の適用、認定、給付等並びに地方公共団体が行う無料職業紹介事業に対する指導監督等については、以下のとおりとする。具体的な措置については、労働政策審議会における審議の結果を踏まえ、必要な措置を可能なものから順次講ずる。制度設計に当たっては、地方公共団体の代表が参画する検討の場を設けるなど、地方公共団体の意見を十分に反映させる。

(i) 「地方版ハローワーク」（地方公共団体が自ら実施する無料職業紹介）の創設について

地方公共団体が行う無料職業紹介（職業安定法 33 条の 4）について、以下の見直しを行う。

- ・地方公共団体が民間とは明確に異なる公的な立場で無料職業紹介を実施できることとし、国への届出（職業安定法 33 条の 4 第 1 項）を廃止する。あわせて、民間の無料職業紹介事業者と同列に課されている事業の停止命令（職業安定法 32 条の 9 第 2 項）、職業紹介責任者の選任（職業安定法 32 条の 14）、帳簿の備付け（職業安定法 32 条の 15）等の規制及び国による監督を廃止する。名称については、利用者の利便性に留意しつつ、地方公共団体の自主性を尊重する。
- ・無料職業紹介を実施する地方公共団体に対し、国が有する求人又は求職に関する情報を、求人者及び求職者の同意を得た上で、当該地方公共団体の求めに応じて国からオンライン等で提供することを法定化する。
- ・国が地方公共団体に対しオンラインで提供する情報の範囲に、企業が求める人材像、より詳細な労働条件等が含まれるようにする方策について平成 28 年度中に検討し、その結果を踏まえ必要な措置を講ずる。
- ・地方公共団体にオンラインで提供される求人情報の割合を向上させるため、求人受理時の意向確認を引き続き徹底する。
- ・地方公共団体がオンラインで提供を受けた求人情報を、委託訓練及び認定職業訓練の実施機関に対して提供することを可能とする。
- ・地方公共団体が受け付けた求人について、地方公共団体から都道府県労働局への

情報提供に基づき、ハローワークの求人としても受理する。

- ・地方公共団体が行う無料職業紹介により求職者を雇用した企業が雇入れ助成金の対象となることを明確化し、地方公共団体に平成 27 年度中に通知するとともに、事業主に平成 27 年度中に周知する。
- ・国による雇用保険の失業の認定（雇用保険法 15 条）、職業訓練の受講あっせん（職業安定法 19 条及び職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律 12 条）及び雇用関係助成金の支給手続について、無料職業紹介を行う地方公共団体の希望及び利用者のニーズの見込みを踏まえて対応する。

（ii）地方公共団体がハローワークを活用する枠組みについて

雇用対策における国と地方公共団体の連携（雇用対策法 31 条）について、新たに以下の枠組みを創設する。

- ・地方公共団体が国との間で、職業安定行政を中心とする雇用対策全般について連携して取り組むための協定を締結できる。
- ・協定は、当該協定に係る都道府県又は市町村を管轄する全てのハローワークの所掌事務を対象とすることができる。
- ・協定においては、例えば、運営協議会の設置、事業計画の策定、国と地方公共団体が連携して取り組む施策・事業（（iii）の一体的サービスの実施等）などの事項を定める。
- ・地方公共団体が協定の内容全般等国の雇用対策について要請するなど、国に対する関与ができる仕組みについて、法律上の根拠を設ける。

（iii）一体的サービスの実施について

国と地方公共団体が同一施設内で国の無料職業紹介事業等と地方公共団体の雇用に関する施策（福祉業務に伴う支援、若者・女性・中高年齢者向けの就労支援、事業主支援等）を一体的に実施するサービス（以下「一体的サービス」という。）を法定化した上で継続的に実施することとし、その運用について、以下の改善措置を平成 28 年度から講ずる。

- ・一体的サービスにおける業務の改善に係る地方公共団体からの要望については、可能な限り要望を受けたハローワーク又は都道府県労働局で判断を行うこと、要望の標準的な様式を定め、標準処理期間を設定すること等により、標準的な対応手続を定め、意思決定を迅速化する。また、要望の実現が困難である場合には、地方公共団体に対してその理由を明示する。
- ・一体的サービスにおけるハローワークの就職実績について、地方公共団体の求めに応じて、少なくとも月に 1 回、属性別の人数や個人別の就職状況等の情報を提供する。
- ・国による雇用保険の失業の認定（雇用保険法 15 条）、職業訓練の受講あっせん（職業安定法 19 条及び職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法

律 12 条) 及び雇用関係助成金の支給手続について、一体的サービスを行う地方公共団体の希望及び利用者のニーズの見込みを踏まえて対応する。

- ・一体的サービスにおける利用者登録票については、ハローワークの求職申込書を国及び地方公共団体の共通様式とし、求職者の同意を得た上で、国と地方公共団体で求職者の情報を共有する。他のハローワークで既に求職申込みがなされている場合には、求職者の同意を得た上で、ハローワークの求職申込書の記載情報を地方公共団体に提供する。
- ・このほか、一体的サービス等の充実策について結論が得られた事項については、可能なものから直ちに実行する。

(iv) 国による支援の拡充等について

地方公共団体が行う雇用対策事業（雇用の拡大、人材の育成、地方公共団体が行う無料職業紹介、一体的サービス等）に対し必要な支援を行うほか以下の措置を講ずることにより、国の支援の拡充等を図る。

- ・職業紹介等に係る地方公共団体の職員の知識・能力の向上を図るため、必要な研修の実施に国が協力するほか、国及び地方公共団体の間での人事交流を推進する。
- ・利用者の利便性が一層高まるよう、生活困窮者、若者、女性、高齢者、障害者等の就職や、企業誘致等の産業政策と雇用対策との連携を促進する観点から、国及び地方公共団体の情報共有を推進するとともに、両者の連携に係る事例集を作成し、地方公共団体に平成 28 年中に周知する。
- ・各都道府県の雇用情勢等の情報については、国が地方公共団体に提供可能な情報の種類を平成 27 年度中に示し、地方公共団体からの要望に応じて提供する。
- ・民間事業者が地方公共団体から委託を受けて行う職業紹介事業に係る規制については、「規制改革実施計画」（平成 27 年 6 月 30 日閣議決定）に基づき、「雇用仲介事業等の在り方に関する検討会」において、在り方について平成 28 年夏までに検討し、その結果を踏まえ必要な措置を講ずる。

6 義務付け・枠付けの見直し等

(3) 職業安定法（昭 22 法 141）、雇用対策法（昭 41 法 132）及び雇用保険法（昭 49 法 116）[再掲]

4 【厚生労働省】(1) 参照